

# 市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻71号 94/5・6 <1部100円> 発行人 玉本 格  
市芦救援会 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL0797(32)1131  
市芦反彈圧闘争を支援する会 〒650 神戸市中央区元町通5丁目3の16 テーラビル3F

審理日程 1994年7月12日(火)PM 3～5 申立人(鈴木)反対尋問 芦屋市役所東分庁舎 2F  
7月25日(月)AM10～12 申立人(滝山)主 尋 問 同 上  
9月22日(木)AM10～12 申立人(滝山)反対尋問、(森村)主 尋 問

## 停職処分事実「誤解」と寺内尋問 異動発令の法的誤りを鈴木主尋で発言

市芦救援会事務局

去る三月三〇日、停職一ヶ月処分についての河村先生の主尋問に対する処分者側反対尋問が行なわれました。寺内代理人は深沢証言と同様に処分根拠を崩してきた主尋問を何一つくつがえせないばかりか、またもや主尋問を一層補強してしまうだけに終わりました。そして、公務出張による不在を「無断職場離脱」として処分事実をデッチ上げたという証言に対しては、「証人の誤解される行動」として扱い、処分事実が校長の誤解によるものであることを認めるしかありませんでした。

深沢・河村両先生への停職処分に関する審理はこれで終了しましたが、処分事実がデッチ上げとする申立人証言に対して、処分者側は一切反論できないばかりか、逆に処分根拠を自から崩すという反対尋問に終り、不当処分である事実が一層明白になっています。

去る五月一二日、鈴木先生の強制配転についての主尋問が行なわれました。一〇月一日という年度途中の教員異動の異常性が証言され、学校混乱の様子も具体的に証言されました。とりわけ本件人事異動が市教委の議決・承認なしに発令されたという事実が証言されたことにより、法規則を無視してまでも強行された組合弾圧の実態が一層明白となりました。先の停職処分と一体のものとして出された処分として、その違法・不当性が明らかにされました。

今後申立人証言が続きます。支援の方々の傍聴参加を今後ともよろしく願います。

## も／く／じ

第58回公開口頭審理報告

組合支部参加の慣行を崩せず、出張を無断職場離脱としたのも誤解と寺内尋問……救援会事務局…… 2

第59回公開口頭審理報告

陳述書……申立人 鈴木 紀之…… 6

活動日誌 24 / 救援会総会のご案内 24 / 後記 /

寺内 学年会議をいつ開くかということ、いわゆる学年会議でお決めることであって、逐一、学校長なりに報告はされておられませんね。

河村 いや、確か年度の最初に大会議をする日を決めますし、学年会議は火曜日にあったということも学校長は知ってたと思いますよ。

寺内 年度当初に決めてるから、それについて開くとかいうことは、その都度報告をしてということはないんですな。

河村 それは方法ですけど、口頭で報告するかどうかわかりませんが、学年の黒板というのが職員室に三枚ありまして、一年、二年、三

### 校務の進行も校長は聞いてない

部の執行委員として行ってもらいますということも校長には言うてます。

寺内 私の質問の要旨はね、要するに受け手の方の学校を代表する学校長がですね、少なくとも西阪神支部の執行委員という形でね、誰そさんがなりましたというふうな形で連絡は受けておらないということ言ってるわけですよ。

河村 それは、分会が最初に挨拶をし、校長に今年の体制はこれですという中で、誰が支部に行きますということ言っています。

年と。日付が書いて、学年会というのは書いてますから、教頭がちゃんと仕事していれば見てるはずですね。

寺内 教頭が承知してるということは、学校長の方にも通じてると、こういうふうにあなたの方は理解されてるわけですか。

河村 そうですね、はい。

寺内 それから、学年会議で配られる書類、こういったものはもちろん学校長にはお渡ししないという形になりますね。

河村 そんなことないでしょう。やっぱり、必要なものは校長に当然行くでしょう。

寺内 必要なものというのは、どなたがご判断されるんですか。

河村 例えば、前も資料出ましたけど、学校長の名前でね、会社に要請文を出すのに、学年で勝手に決めて出すわけにいかんから、それは当然、校長のところにいきますわな。そういうふうにして、必要なものは当然、校長の決裁を仰がなければいけないものは校長のとこへいくだろうし、決裁を仰ぐ必要がないものは、それはそこで終わるでしょう。

例えば企業に要請文を出しますから、原案は学年で作ったと思いますよ、確か。

### 進路指導部の話も聞いてない

寺内 あなたの方は、企業訪問に関して岩村さんの方にはお聞きになりました。

河村 いや、僕も余り直接には聞いてないんですが。

寺内 しかし、この公平審理でね、あなたが昭和六〇年五月一日と二二日の件について、いわゆる公務出張ですね、あなたのご主張によると、公務という形にもかかわらず処分されているというふうなこと、あなたにとって非常に重大な問題だと思っただけでも、その点は確認をされておらない。

河村 ただ、証言の場所で岩村先生の名前も出しましたから、後から岩村先生に、一応こういうこと言いましたよということ報告はしておきました。

寺内 進路指導部というのはですね、いわゆる就職状況について、見通しとかいうものについては、逐一学校長と相談をしながら対策を立てていくということだったのか、学校長から任されて、進路指導部の方で取り組んでいくというふうなことだったのか、その辺はいかがですか。

河村 実態としてね、個別の細かい問題まで校長に相談したとは思いません。

寺内 進路指導部の方で、一応責任を持って活動なりやっていくという態勢だったんでしょう。

河村 それは、あくまで学校長がそういう形で委任をしてやってるわけですから、責任は

## 第五八回公開口頭審理報告

### 組合支部参加の慣行を崩せず、出張を無断職場離脱としたのも誤解と寺内尋問

市芦救援会事務局

深沢先生への反対尋問に続き、今回の寺内代理人の反対尋問もいたずらに時間稼ぎをするだけで、逆に主尋問の補強をするという有様でした。本件処分を中心争点であった、組合支部会議への参加をめぐる市教委交渉についても、「従来の慣行（年休を出さない）でいくことを合意して継続交渉となった」との申立人証言を追認する形となり、さらには、公務出張による不在を「無断職場離脱」として処分した件に関しても、「誤解される行動」として尋問証言し、処分事実が誤解に基づくものであると認め、処分根拠を自から崩すという有様でした。デッチ上げ処分との証言に何ら反論できぬまま反対尋問は終わりました。

### 市芦高校は組合主導か？

寺内代理人（以下、寺内と略） あなたとすれば、時間講師として仕事をしている途中に教員の方が全員組合員だという形で、あなたが認識されて、勧誘されるまでもなく正式採用

用と同時に組合員になった意識が強いと、申立人河村（以下、河村と略） そうです。

寺内 あなたが、一九七四年四月一日以降で結構ですけども、正式教員になられてからで結構なんですけどもね、市芦の場合、教員全員がそういうことで組合員だと。それで、職員会議とか、あるいは教科会議とか、学年会議とか、あるいは勤務時間の管理の問題とか、諸々のいわゆる労働条件と言っているんでしょか、そういう問題に関しては、学校長が決めて学校運営がなされるという形なのか、いわゆる組合と言いましょか、教員の職員会議で決められたことで運営されていたとね、どちらの認識だったですか。

河村 それは、質問は正確でないといかんと思っんですけども、要するに、誰が学校を実際に動かしているかと。それは、労働組合ということじゃなくて、実際に働いている者が実際に生徒を指導し、教育に取り組んでいる者が市芦の中心やというふうには私は思いましたね。

ですから当時は、校長先生自身もそれに同意し、それをまあ言うたら支えるというのか、そういうふうな教員が教育活動をするのをし易くするようにしてられるように私から見えましたから、そういう意味では矛盾なくですね。

寺内 そこで、教員の会議でいろいろ決まりますね。そういう決まったことについては、学校長には報告されてましたか。

河村 僕は、報告するような立場の人間じゃなかったですから、どうなったか分かりませんが、例えばよその部署で決まったことについても職員会議で報告されて、私もそれ聞いて認識は統一していたと、校長もそれは反対していなかったということですね。

### 組合支部会議に出る話は聞いてない

寺内 支部の執行委員になったということについては、教育委員会の方には挨拶に行かれるんですか。

河村 いや、毎年、新しい分会執行部は校長に挨拶はしますが、教育委員会には行ってませんね。

寺内 そうしますと、学校長の方には、いわゆる分会としての執行委員の挨拶はされるわけですか。

河村 ただ、今年は、分会からこの人間を支

寺内 九月二日の件なんですがね。学校長の認識によるとですね、確かに試験の問題、試験期日であったけれども、あなた、それから深沢先生、鈴木先生以外の方は、学校に居られたというふうにおっしゃってるんですよ。河村 それは全く事実に戻しますね。だって、学年の教師、ほとんど居なくなりましたから。それから私は出て行きましたから。

寺内 あなたの学年だけがみんな帰ったと。河村 そうです。その日は、新一年だけが夏休みの課題テストをしましたから、他の学年はしてませんから。

寺内 他の学年は、そうすると、授業があったということになるわけ。

河村 水泳時間割りの授業があったはずですよ。

### 試験日の午後研修は慣行か

にしてもしかり、それから、企業訪問の問題にしてもしかり、いろいろお決めたことと、それが学校長は知っているはずだと、こういう形になるとね、混乱ということが、当然予想されるでしょう。

河村 いや、それは違って、学校長が学校としてやっている一定の教育方針に職員も学校長も同じ方向でやっているということを、そういうお互いの信頼の上にですね、仕事を任せてるわけですから、何も混乱しないですよ。

寺内 支部に行かれてた根拠について、教員の場合は時間外手当がついてないので、四％一律になっていて、そういうものとの関連です。文部省と日教組との間で確認がなされててというのは、このところはつきり分らないんだけど、要するにこの趣旨を考えるに、勤務時間中と言えども、教員のそういう勤務の特殊性ということで四％の特別調整額ですね、この分を支給していることかからして、自由に行けるんだと、こういうことですか。

河村 いや、違います。誤解してもらったら困るのは、勤務中ではなかったという認識です。

寺内 勤務中じゃなかったと。

河村 はい。四二時間の勤務をどのようにするかということは、学校で割り振ることが出来るのです。したがって私は、火曜日の午後、勤務の時間帯、勤務の時間帯が正確に、その

### 支部参加は勤務時間外

寺内 それで、早く帰るといふのは、あなたたちの理屈によると、それは従前からという形の中で帰ったと、こういうことになるわけですか。

河村 そうです、はい。だから、中間テストとかね、期末テストとかと同じですよ。

勤務の割り振りというのが始まったのは八六年ですけれども、実際は学校長も認めてきて、それまでずっとやって来たやり方は、その人のその年度の勤務を、そこを外しているというふうに認識しますから、勤務時間内の組合会議への出張というふうには考えていません。

寺内 そうすると、あなたのおっしゃる勤務の割り振りで、時間帯からすると五時限目、六時限目ですね。この分については勤務の割り振りで、あとはどこにはまるんですか。

河村 例えば二時間ほど間を抜けるわけですが、午後あるときは職員会議で帰って来るし、ほぼその週のうちに、その部分はほぼ埋まっていますし、そういうふうにしてやってることについて、学校長は現場の責任者として承認していたというふうに考えています。

例えば職員会議等は、ほんまは超勤として命じることが出来るから、逆に別の場所でも復措置をしなければならぬんですけども、市芦高の場合は、何ば職員会議が遅くなっても、別のところでその分を回復するというようなことがなされていなくて、そういったことが従来ずっとあったので、双方で確認をして、勤務をそういうふうに分けてやってきたんだということを、私が溝田課長に言うところ、溝田さんの方が反論できなかったということですよ。

校長だと思えますけれども、寺内 その委任とおっしゃるのは、あの職員会議で報告をされて、学校長が異議を言わないという形で承認をされてた、こういうことになるんですかな。

河村 だから、異議を言わないということは、つまり、校長は一つ一つ判断をして、決裁していたと思いますよ、当然仕事されてたんですから。

### 支部参加の組合交渉は継続か

寺内 深沢先生はね、五六回の証言で、「その年休を出してほしいというふうなね、出してもらえないかというふうな意向表明があつて、そこで五月八日ですか、八日のそこら辺で交渉があつて、そこで完全に決着を見なかつたけれどもね、とにかく当面今まで通りでいくというふうな形で、そのときは落ち着いて、継続交渉になっているというふうな報告でしたからね、そういうふうな認識ですけど」というふうにおっしゃってるわけですよ。

河村 はい、その通りですよ。

寺内 いや、ちょっと待ってくださいよ。あなたは前回の証言調査ではね、明確に合意ができたんだと。了解に達したんだと、河村 そうです。

寺内 どうして趣旨が同じなんです、今の。

河村 だって、五月八日に交渉を持ちました。で、こちら側の提起した内容について、市教委が反論できなかったからで、教員のいろんな労働条件等について、市の職員と一律にはいけないことは分かったと、溝田課長がですね。したがって、提案を出し直すと。改めて出すと。それまでは従来どおりの慣行でいくということ、双方に確認したわけですよ。したがって、改めて、寺内 いや、それは何ですか。決着はついたということじゃないの。

河村 合意したわけですよ。

寺内 それは、あの継続交渉をするという合意。

河村 継続交渉をする。改めて出し直すと。それまでの間は従来の慣行でいくということ合意したわけですよ。

寺内 ああ、そうですか。

寺内 そうすると、その後、警告文、注意文書が出たとか、いろいろあるわけですよ。あなたの方としたら、全くそれはおかしい行動だということになるんですか。

河村 そうですよ。松本教育長が来られて、結局はっぱ掛けられて、溝田さんとかが、急にやり始めたけれども、それはおかしいと。従来の当局との信頼関係を崩すものだというふうに認識してます。

### 校長が誤解するような行動が悪い

寺内 そういう継続交渉ということの一つの前提にするとしてもね、あなたの方で五月四日、二一日。先ほど来から、いろいろお聞きしている学校の体制からしてですね、学校長なり、あるいは教頭なりが、あなたが真実、企業訪問に行かれるということであれば、誤解をされるというような点については、考慮は全然しなかったですか。

河村 いや、要するに仕事第一でした。五月は非常に忙しいときで、担当が三年生でしたから企業訪問を優先すると。私は火曜日の午後は組合のために空けてあるわけですけども、幸いその時間空いてますから、企業訪問に行く、当然のようにそういうふうになりましたから、私は八五年の段階でそれが、例えば、後でどうなるか分からんから、行くんならちゃんとやうとかないかとか、そこまでは考えませんでした。そういう関係じゃなかったです。

寺内 誤解されないと思ってたわけですか。

河村 そうです。八六年になってから誤解され始めたんであって、それまではそういうふうに思っただけで、それまではそういうふう

寺内 そうするとね、他の点でも出られるんですけども、水泳の時間の点の変更の問題

## 第五九回公開口頭審理報告

六(一)(不) 第三号事案

## 陳述書

不服申立人 鈴木紀之

## 人事異動の時期の異常さについて

まず、処分の時期についてですが、芦屋市教育委員会(以下市教委)が行った私に対する転任処分は一九八六年十月一日付けです。十月一日(水)には、私はいつもの通り出勤し、授業を行っていました。学年は一学年の担当で、教科は社会科でした。

二学期も一カ月が過ぎて、担当する一年生の「現代社会」の授業では、ちょうど「人間と環境」の学習の一環として水問題を教材としていました。授業時間の二時間目に入ったところで、生徒らが毎日口にする飲料水の水源をたどり、水資源と環境問題を考えるという学習でした。その導入として生徒による酒ききならぬ水ききを考えていました。琵琶湖・淀川を水源とする水、芦屋の奥池を水源とする水、六甲山・仙丈谷のわき水、それに市内三八通りの井戸水の四種を飲み比べてみよ

うというわけでした。それぞれの水を前日にサンプルとしてボトルに採っていましたので、一時間目の授業を終えて、四時間目の授業の準備のためそれらを一定の温度にするための作業にかかろうとしていました。

ところが、十時前に、突然井上教頭から「校長室へ来るように」と連絡を受けました。何のことかと校長室へ行くと、突然前田校長からその日付けの人事異動を告げられ、人事異動通知書を手渡されようとしたのです。

校長の言うところによれば、校長自身も電話でその日の朝八時三〇分に教育委員会へ来るように言われ、その場で突然人事異動通知書を手渡せ、との職務命令を受けたというのです。「今朝まで異動のことは知らなかった。今朝八時三〇分に小林部長に呼び出され、異動辞令を本人に手渡せと命令を受けた。年度途中で困る、なぜこんな人事になるのかと聞いたが、すべて答えられないと言われた。後任の発令もなく、学級減に伴う過員一名の解

した。授業の準備があるので話はそれ以上出来ませんでした。

納得出来ないもので、人事異動通知書は受け取らず、即刻、校長から教育委員会にたいして「本人の意向として、また、教育現場に責任を負うものとして、この人事異動は不当であり、納得できない。取り消すよう求める」意見具申をするように求めました。

前田校長も、「少なくとも四月当初から学校運営計画をたてて進めているわけで、突然の人事異動は非常に困る。本人の要請があるので意向は伝える」として、その直後に教育委員会へ行ってあります。

四時間目の授業を終えてからその結果を聞きに行くと、「いったん決まったことやから駄目やと言われ、けんもほろろに追い返された。」という答えでした。

事前に学校長に意見を求めなかった市教委が、事後の意見具申に耳を傾けるはずがないのは予想されたことではありましたが、市教委のやり方はあまりにも現場を無視した、問答無用のやり方という印象を持ちました。

ちょうど二日前の九月二十九日に河村・深沢先生への停職処分が出されており、十月一日からは授業担当者が変わるなど、何となく市芦が変えられるのではないか、という不安感

を感じとり、動揺していた生徒の間に、私の配転のニュースはすぐに伝わりました。あまりに突然の事で、教員の動揺も大きく、生徒も職員室にかけ込んでくるなど昼休みの職員室は騒然としていました。

私も職員室、廊下で生徒達に取り囲まれ、「先生、どうなってるんですか?」「市芦をやめさせられるって、本当の事なんですか?」「絶対、やめん」といって「わたしら、どうなるの?」と次々と問いかけられ、答える術がありませんでした。なかには、泣きじゃくる生徒もいて私もぼうぜんとなりました。

ほとんどがいろいろな事情を抱えているため、四月入学以降、学校に、教室になじめず欠席が重なったり、授業に入り込めなかったり、学校をやめようかと思ひ悩んだりしていた生徒達でした。そのことでやりとりをし続けた生徒達でした。ついこの間まで教員に悪態をつき、教室を飛び出した生徒が、私のこととこんなにも心を痛めて、心配してにくれるのかと思うと、改めて怒りがわいてきました。井上教頭は側で冷ややかにこの光景を見ながら、机の片付けをしていたのが記憶にあります。

私は授業を終えて、午後二時にとりあえず説明を求めて市教委へ行きました。市教委は、当日私の授業があるかどうか知らず、確認



消に充てるので、後は校長で善処せよと言われた。どこで、どんな仕事をするのか、内容は知らない。本人を二時に市教委に寄越してほしいと言われた。詳しいことは私は知らない」と言うだけです。

あまりにも突然のことなので、説明を求めましたが前言を繰り返すのみで、少しの説明もなされませんでした。やりとりの中で校長が明らかにしたことは、

校長に事前打診もなく、意見具申も求められなかったこと、

および、年度途中であり学校・生徒への打撃・混乱は大きいこと、

しかし、辞令が出ている段階ではどうにもならないので混乱が起こっても仕方がないということでした。

校長自身困惑の色はかくせず、声は小さくふるえ、顔はひきつり常態ではありませんで

もしていません。当然、一時間目の授業をはじめていたことも知らなかったのです。(第三一回小林証言P三〇)

指定された会議室に入ると、小林管理部長、溝田教職員課長、吉谷指導部長がテープレコーダーを机の上に置いて待ち受けていました。業務の説明をするという場にテーブルコーダーがなぜ必要か、異様な雰囲気を感じました。なにか威嚇されているような異様な雰囲気の中で、私の求めに応じて説明がなされました。説明されたことは、

① 昭和六三年度全国高等学校総合体育大会(以下六三高校総体)の一部であるヨット競技を芦屋市が引き受けているため、高校の教師が必要という声が現場からあって、緊急必要性があつたので発令した。

② 仕事は六三高校総体の準備、具体的には折衝その他の仕事である。

③ 勤務場所は芦屋市立体育館で、勤務時間等勤務条件は市職員と同様である。教育職給料表を適用するが教職特別手当は支給しない。四％も支給しない。かわりに上司の命令による時間外勤務手当を支給する。

④ 引き継ぎは十月七日(火)まで(当初、今週中つまり十月一日は水曜日、十月四日土曜日までの四日間と言われたが、私の異議で条例規定の一週間)とし、授業は今日までとし、明日から授業をしてはならない。別の

人にやらせる。

⑤ 異動について事前に校長具申は求めている。具申を求めるまでもなく、学校の事情は市教委として判断できる。生徒への影響、授業時数、今後どうしてやっていくかについて判断材料を持ち合わせており、市教委として判断してやった。

⑥ なぜ私かということについては言えない。言う必要もない。われわれが必要とする仕事に必要なから異動させた。私が学校運営の中でどういう役割をはたしてきたかは承知している。

⑦ 本人への内示はしていない。内示する場合もあればない場合もある。従来の形と違うといえども異例でなく、通常の形である。

⑧ 後任の発令はしない。今後の学校運営については市教委として資料を持っている。

⑨ 六三高校総体終了後の現場復帰についてはまったく答えられない。

⑩ 異動に不満をもつ職員が言う一様のせりふが能力・適性を欠くということだが、やってもらおう。

以上の説明にとどまり、異動時期や手続き、本人の特定理由、後任人事等いずれも納得できるものではありませんでした。

午後四時頃学校に戻ると、心配した同僚が全員待ちかまえていて、市教委での説明を求

思う。

ここには、市芦で学んだものが端的に示されています。学校というものが何を大事にしなければいけないのか、それが何によって支えられているのかが卒業生の実感を込めて語られています。

翌、十月二日からの経過を簡単に述べます。

十月二日（木）には、当然、私の授業があったわけですが、十月一日と二日に職務命令を出された代替え教員が教室に入りましたが、交替の説明と戸惑いをぶつける生徒からの疑問に答えるのに精いっぱい、授業にはなりませんでした。各クラスともにそうした状況が数日続きました。生徒の間の動揺は極めて大きいものでした。具体的な教材は、それぞれ担当教師が準備してこそ授業が成り立つものなので、私のすすめていた「水の授業」の引き継ぎは困難でした。

「なんとかせねば」「なんとかしたい」という生徒の気持ちは、十月二日には、一年から三年に及ぶ全学年で、深沢・河村先生の処分と私の配転に抗議し、それを取り消すように求める生徒有志の呼びかけとそれに応える署名としてくりひろげられました。その日に、登校した生徒のほぼ、一〇〇%近い署名が集められています。

また、十月二日から四日にかけて、障害者

めました。組合執行部にも報告し、不当な処分だという事で、その日の午後六時から組合主催の抗議集会が開かれ、芦教組や水道労組など市内の労働組合や部落解放同盟芦屋支部など教育に深い関心と理解を持つ民主団体などがかけつけ、処分撤回の声をあげました。

夜の十一時頃、仕事を終えてかけつけて私を激励してくれる卒業生もいました。文を書く事などおおよそ苦手とする彼は、翌日早朝、仕事に行く前だと、言いながら、「二二回生からの訴え」（甲9号証2）と題するメッセージを届けてくれました。徹夜で書いたと言います。

それは、次のようなものでした。

「俺は、この市芦にきて、そして卒業したことを本当に良かったと思う。この学校は、芦屋でいったら最悪な学校だと思っているものがたくさんあると思う。でも、俺は、この学校とその中で働く、俺らの本心に心から信じられた先生と友達がおったから卒業できたのだと思う。俺みたいに、アホで勉強も中学から全然せんかったやつを心から心配してくれ、そして、真剣に人間というものの本当の生き方を教えてくれた先生たちを人間として最高だと思う。」

そんな先生たちの中で今、河村・深沢先生が停職一カ月、そして鈴木先生が自分の生きがいである教壇に立てない体育館の学校体育

解放研究部（以下障害研）、朝鮮文化研究部（以下朝文研）、部落問題研究部（以下部落研）などの生徒のクラブや奨学生の会（各種奨学金を取得している生徒の集まり）などが開かれ、その意思表示が、訴えとして大きな模造紙に書き出され、廊下に掲示されました。

十月三日（金）に開かれた職員会議は、この事態をどのように受けとめ、どう対処すればいいのかをめぐって協議が繰り広げられました。教員のいづれもが、今回の処分には激しい憤りをあらわすとともに、現場の管理職の責任も問う厳しいものでした。

十月四日（土）には、生徒達が校長に全校生徒の抗議署名を手渡し、生徒の気持ちを次々と訴えました。その夜、「市芦の教育を考える集会」には二百名の卒業生や保護者が集まり市教委の不当な処分への抗議の声をあげています。

十月五日（日）は、日曜日でしたが、卒業生や保護者による抗議署名が始まっています。十月七日（火）には、教頭、校長が当然行われるべき離任式を拒否したため、昼休みに、校門前で教員による自主離任式が行われ、その周りを自然発生的にはば百人の在校生が取り囲み見守りました。

十月二日から七日までの間、私は生徒の出欠統計や成績処理、教材の整理、教科備品の整理など事務的な引き継ぎ作業に追われてい

高校総体担当にとばされ、市芦はクビだというのといっしょのような処分が出されたこと聞いて、俺は、芦屋市教育委員会のすることは人間のすることじゃないと思った。ほんとうに苦しくてせっぱつまったやつを、ほんとうに自分の問題のように考え、そして助けてくれた先生が、なっとくのいらない処分を受け、そしてこれから、この市芦は、ただの勉強だけを教え、そこらの学校とかわらない学校になっていくということは、名前は市芦でも、中身は、ほんとうの市芦ではなくなると思う。

俺は、市芦がなければ、高校なんか、行けなかったと思う。そして、人間的で、ほんとうの心の中を見られている先生たちを失うことは、ぜったいにあかんことやと思う。みんなもこの学校の門をくぐり、この学校のほんとうの良さが分かって卒業していくと思う。教科書の問題の解答を教えることは、だれにでもできると思う。その人その人の生き方、その人の苦しさ悲しさをわかるのは、俺が教えてもらった市芦の先生たちやと思う。誰だって出来ること以外に、たくさんのかを教えることが出来る先生たちをなくすことは、市芦をなくすことだと思う。卒業してほんまに良かったと思える、この今の市芦を大事にしていかなあかんと思うし、ほんとうに心から信じられる先生たちをなくすということは、ほんとうの学校という場所をなくすことだと

ました。その間も、休み時間や放課後、心配して私を激励にきたり、「やめないで！」と訴えに来る生徒や同僚教員、卒業生らに囲まれていました。

そして、十月八日（水）、私は自らを配転先へ「強制連行」するしかなかったのです。つけ加えれば、教員の抗議と要請により、私の離任式は十月九日に行われます。

今日に至る七年を超える学校現場からの追放の始まりでした。

それ以後、教員としての教育活動から切り離されていくのです。

学校教育をめぐって「教育の不在」ということが言われますが、教育が存在するということは、生徒と教師が、あるいは生徒同士がどれほど深い人間としてのつながりを創り得たかにかかっているといえます。そのつながりによって学習は辛うじて成立するのです。

市芦へ入学してくる生徒は、中学校の教師や親に励まされ、高校への期待と意欲をもって入学してくる生徒もいますが、現在の高校入試のあり方や偏差値中心の進路指導の影響があって、多くの生徒が学校や教師への嫌悪感や学習への意欲を失ったまま、学校生活への不安感を抱いて入学してきます。

高校序列化の中で深い劣等感や挫折感をもって入学してくる彼らが高校生活を軌道にの



せ、卒業へこぎつけるには多くの波をくぐらなければなりません。

市芦の教師は、その彼らにどれだけ寄り添えるか、彼らの悩みや苦しみややり場のない怒りにどれだけ近づけるかということで教師としての位置を確かめられます。彼らとの時間をかけたやりとりの中で、徐々に、あるいは一気に彼らは学ぶことの意味を手にし、高校生活を自分のものにしていきます。

私の場合十月というのは、四月に入学してきた生徒らとやっと半年かけて、お互いがこれから、という時だったのです。お互いに手探りしていた手が相手に届くのがこれからのという時期です。

市芦では一年間かけて、そして三年間かけて教師と生徒との関係が作られていくものです。いつでも代替可能なティーチングマシンとしてでなく「人間教育」を目指していた市芦ではそのことがとりわけ大事なことでした。生徒と教師、あるいは生徒同士の毎日の出会いとスレ違いの繰り返しの中で少しずつ積み重ねられていくものが、「人になっていく」営みでした。

どの学校でも教育計画、学校運営は一年を単位とするものです。人事を含めた教科の体制、学年の体制、学校全体の校務分掌の体制は一年を単位とするものです。

### 人事異動慣行の無視と手続き上の

#### 異常さ、違法性について

人事異動の手続きについてですが、従来までの慣行は次のようなことでした。つまり、十月頃に全職員に手渡される簡単な異動希望調査及び本人の申し出により異動希望する個人の意志を受けて、学校運営等への影響も検討し、その上で校長が異動希望実現のため意見具申をし、必要な情報収集や折衝を行い、その経過や結果についても当該者に報告され、異動に当たっては同意を得るものとされていました。さらに、時期を慎重に選びながらも教科の教員構成等に関わる場合は教科の意向も聞くこととされていました。

一九八〇年度に、この人事慣行を破って、本人の同意を得ることなく異動を強行しようとした例が一つだけありました。一九八〇年三月二十九日（土）に滝山・森村・大角三先生に対する市教委への強制異動の内示の例です。しかし、市教委は、組合の「人事慣行を踏みにじる、つまり本人の同意なしの異動は認められない」という批判に対し、交渉の上事実上その非を認め、一年後の市芦現場復帰を約束することで批判に応えています。四月三日まで延期した辞令交付の直前に、「現場への配慮を欠いていたこと、意向打診もせず本人への十分な説明を欠いていたことなど手落

特に、二学期というのは、三年生にとって就職試験が始まり、専門学校の入試があり、大学進学の見通しを決めるなど進路を決める最も大事な時期であるわけです。三年間を締めくくる時期です。二年生にとっては学校の中心学年として、生徒会行事・学校行事の主役となる時期でもあります。一年生にとってはようやく学校に慣れ、その力を本心に鍛える時期であるわけです。授業を軸にして、学校が一年間のうちで最も伸びやかに力を発揮するのが二学期です。

十月三日に開かれた職員会議で、「河村・深沢先生に続き年度途中の鈴木先生の強制配転で学校は混乱している。このことについてどう責任をとるのか？」という教員の質問に答えて校長は、「（私の異動について）十月一日まで意見具申、意志確認もなかった。市教委ではなぜ、どこへという説明もなかった。異動中の異例人事だと思っている。」さらに「一年の教師が一度に三人もいなくなるのだから、学校の混乱は予想されたはずだ」との間に「学校は、四・三月の一年間の見通しの中で動いているので非常に困っている」と語っています。

「年度途中、教員が辞令（市教委からの指示）で異動することはなかった」（第一五回前田証言P一四）と校長も証言もしています。が、私も長い教員生活で一度も経験したこと

ちを認め、本人の希望があれば、三年を限度として復帰を考える。一年目で希望すれば、一年で帰れるものと考えてもらってさしつかえない」と認めました。

事実、約束どおり三名は翌年四月、全員市芦現場に復帰しております。

いわば、人事慣行の確認といえます。また、管理職とは文書で人事慣行の確認「今後、本人の意向を尊重することを人事異動の第一義とします。」をしております。（甲第四三号証、昭和五四年強制人事異動に関わる確認書、昭和五五年九月六日）

一九八二年にも人事慣行の確認をしています。（甲六一号証）

今回の処分に至るまで、慣行どおりのことが行われてきました。

内示についても、教職員の場合、内示無しとの異動の例など聞いたことがありません。私の市芦在職中の二年間もそのような例はなく、校長も「経験上も、聞いた話でも、内示なしの人事異動はない。」（第一五回前田証言P二七）と証言しているところです。

また、芦屋市内の義務制や県立高校の教員にたいする人事異動は、異動のはば一週間前の三月二三日前後には必ず本人に対して内示がされています。

まして、十月の異動など考えられるはずも

もないし、聞いたこともありません。常識的な話としてありえないことです。

文部省も、第一二国会衆議院文教委員会のなかで、国家公務員・地方公務員の条件付き採用期間を六カ月とするのに、教育公務員の場合には一年とする理由を、「カリキュラムの一つの単位というのは一学年を通して教育します。教員の職務が、いわゆる児童生徒に対し全人格的な触れ合いの中でその職務が遂行されるわけで、その教員の本来の性格は、児童生徒の一年間の発達段階の中で職務実績が発揮されていくわけでございます。だから、合理性があると考えます。」と述べています。（甲二四六号証、文教委員会会議録第八号、昭和六三年四月二二日）

市教委は学年の途中、それも二学期が始まって一ヶ月がたったの突然の異動について、「いわば、定例の異動時期であり、市芦の高校教員でも市の職員の異動時期と同様に考える」（第三一回小林証言P二三）と述べています。

現に授業を持ち生徒指導のさなかにある教師の異動時期が十月一日である、と言う教育委員会は全国探しても芦屋市だけでしょう。

市の行政職員にとっても異動時期のひとつかもしれませんが、教員にとっては論外であり、その意味では教員としての扱いをしていないといえます。

ないわけです。市教委の小林管理部長も「十月一日付けで教員が異動されたケースは思いつきがない」（第三一回小林証言P二四）と証言しています。

最も重要なことは、教員の身分保障の考えを取り入れて、芦屋市教育委員会規則でも学校その他の教育機関の職員の任免は、教育長への委任事項ではなく教育委員会の議決、承認を得なければならないとなっています。（乙三号証、芦屋市教育委員会委任規則）

しかし、処分者側は、私の異動は「教育委員会の議題にのるべき事項ではない。教育長への委任事項の一つで、委任事項は委員会に報告する事には制度的になっていない」（第三一回小林証言P三八、P四〇）と証言しています。

事実、私の人事異動は教育委員会に議題としてかけられていません。（甲一〇三号証、甲二四七号証、昭和六一年度教育委員会会議録）

小林証人は「（私の異動について）教育委員会に報告ぐらいはしたかわかりません」（第三一回小林証言P三七）あるいは、「事後、報告はしたと思う」（第三一回小林証言P四〇、四一）と証言していますが、記録として残されるべき教育委員会会議録には記載がいついありません。（甲一〇三号証、甲

## 二四七号証

教育委員会の議決・承認なしに私の異動辞令は「教育委員会」の名により発令されたこととなります。

重大な法的あやまりであり、規則違反であり、松本教育長の越権行為です。

以上述べたように、市教委は手続きにおいても慣行として確立している教員としての扱いをしていないどころか、規則に違反してまで、不法に私の処分を強行しています。

処分時期及び処分手続きの異常さは、前々日の九月二九日に出された河村・深沢両先生にたいする停職処分と一体のものとして出された処分として理解する以外理解のしようがありません。組合つぶしを意図して出された停職処分と一体のものとして、非常に政治的意図のあらわなものと云えます。

当時、私の処分直後に、教育委員会事務局で、溝田教職員課長は電話で、「ついでに鈴木もとばしてやりました」と大声で話していたのを市職員が聞いております。この発言は、停職処分と私の処分の一体性を露骨に語っています。法規則をも無視する権力者のおごりとは思えません。

## 「過員」解釈の作為姓、恣意姓について

四↓一三）、一九八七年度（一三↓一二）、一九八八年度（一二↓一一）、一九八九年度（一一↓一〇）と学級減は例にありますが、そのことを理由として減員、強制配転処分が行われたことはありません。

一方で、定数条例の定めが教職員数の根拠であることは処分者側も認めるところ（「教職員の人数は定数条例で定める」第九回前田証言P三）であり、おおもとである条例に照らして「過員」という解釈は成り立ちません。一九八七年三月の定数条例改正は、市立芦屋高校の教員数の「過員」を作り出すことにその主眼があったことが明確ですから、このことは市教委自体がそれまでの解釈の恣意性を認識してのことであつたと思われまます。

一九八六年四月の人事異動では、一名の社会科教員の転出に対して新任の社会科教員が一名新たに採用されています。

仮に、市教委のいう減員の絶対的必要性があつたとすれば、新たな採用は手控えられてもよく、教科構成員の減員になるのですから、そのことをめぐって、慣行通り当該の教科に対して教科構成教員数減について要望、説明、協議等が校長の市教委への意見具申の前提となしてなされてもよかったが、そのような事実はいっさいありませんでした。

次に、人事異動の根拠とされた「過員」解釈について述べます。

一九七一年度以降進学保障制度を軸とする市芦の学校教育体制に不可欠の条件として、教員数とその配置の改善が市教委と学校現場との協議の上で市教委の手により進められました。

校長も「教育実践上、進学保障制度を確立することや障害生のコース制など教員数を増やさざるを得ない実態があつたこと」（第一四回前田証言P二三、二四、二五、二六）を証言しています。

教員数の最も多い時期は、一九七六年度から一九七八年度の五一名（校長、教頭、養護教諭、司書教諭を含む）でしたが、一九七九年度から教員数の削減が進められ、一九八六年三月末には四三名（校長、教頭、養護教諭、司書教諭各一名教諭三五名助教諭四名）となっていました。

つけ加えると、四四名という処分者側主張（第二、第三準備書面、第九回前田証言P二）は誤りです。

減員は、教職員や組合の反対を押し切って強引に進められたもので、合理化を進めようとする市教委の意志が強く働いていたことでした。一九八六年四月には、教諭の数は、教頭、養護教諭、司書教諭を含めて既に三八名となっていたのです。

なお、処分者側の主張する、いわゆる一対一交流なる論は、概念としても事実においても破綻し、矛盾しています。

一対一交流とは、常識的には教諭同士の交流を指すものであるはずです。ところが、処分者側証人の主張は、現職教員でなく県教委の採用候補者名簿登載者、さらには県教委からの紹介を受けた者と無限定に拡大し、意味不明な概念となり果てています。

事実的にも、異なっていることは甲二六、甲三一、甲三二号証で明らかにしているところ。実際に、市教委の手で教員の減員がすすめられてきたのは、退職の場合を除いて処分者の言う一対一交流の適用がなされていなかったからです。（甲二一四号証）

その意味でも、一九八六年度の社会科の教科体制は従来のままでいくことを市教委も認め、確定していたのです。「一学級三五名、教員数は一名減のまま行くと市教委から聞く」（第九回前田証言P一三）と校長の証言にもあります。

市教委のすすめる減員の方法も、従来通り希望による転出あるいは退職にともなうものとするところから変更されていません。校長も、「六一年三月のヒアリングで、減員の方法はそれまで欠員不補充でできているので次年度もそうしたい」と言い、市教委はそれについてどうこうと言うことはなかった」（第一四回前

しかし、その進め方は、本人の希望による退職や転出で欠員が生じたとき、新たな配置が必要かどうか教科会議や職員会議で討議され、管理職によりまとめられて、その意見が市教委と協議された上で、場合によっては退職や異動で転出した教員の欠員を補充しないというやりかたでした。

あくまで、退職や転出でそれまでの教員数と比較して欠員が生じた場合に限られていた上、当該教科を中心に教育現場との慎重な協議が必ずすすめられていました。

事実、教科の要請、教科との協議については一九八六年度英語科をめぐる人事について処分者側も認めているところです。「英語科からの強い要望があつて（松井教諭を）採用した」（第三〇回小林証言P一〇）と証言されています。

従って、「学級減にともなう過員解消」という異動方針が持ち出されたのは、今回処分に限ってのことであり、前後に例をみません。過去にも、たとえば、一九八二年度にクラス減がありました。昭和五七年度一五クラスから一四クラスに減ったとき、二名減にはならなかった。今までクラスが減ったから二名減らすと言うようなことは欠員不補充という形では行われなかった」（第一三回前田証言P四九）のです。

あるいは、今回処分以後一九八六年度（一

田証言P一五、P一六）と証言しています。

人事異動のよりどころとなる一九八六年度異動希望を取る上で、学校長から説明されたこと、要望されたことは特にありませんでした。つまり、従来と違った方針、やり方等なにひとつ示されていません。

私の特定理由らしきものとして、「男子教員の中では、一番経験年数が多い（古い）」ということですが、「昭和六一年度芦屋市公立学校教職員異動方針の2実施要領（1）配置換え（3）定数減等により異動を必要とする場合は、当該学校教職員全体を異動の対象とする」（甲第一〇六号証）とあり、異動方針書に照らすとき特定理由となっていない。「男子教員の中では、一番経験年数が多い（古い）」ことがなぜ特定理由になるのか、合理的説明がありません。

## 学校教育活動へ与えた混乱、打撃

次に、本件転任処分がもたらした学校の教育活動へ与えた混乱、否定的影響についてふれます。

処分者側は、「校務運営の障害はなかった」（答弁書）と主張しています。小林管理部長は、「混乱が起こらないようにということ、校長に十月一日に確認しておりますから」（